

議案第9号

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

加西市福祉医療費助成条例（昭和 63 年加西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 16 号中「医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうちに限る。）をいう。」を「次に掲げる額を控除した額をいう。」に改め、同号に次のように加える。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。）

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額

第 3 条第 1 項第 2 号中「（精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）」を「（精神障害者の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 58 条に規定する自立支援医療費（同法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けられる場合に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療の給付に関する用語の定義及び助成する医療費の範囲については、なお従前の例による。

(審議資料)

兵庫県福祉医療制度において、令和8年7月1日から国公費負担医療制度との併用が可能となることから、これを準用する本市の福祉医療費助成事業において、国公費負担医療制度と併用して福祉医療費を助成することができるよう、所要の改正を行うもの。